

武蔵野市補助器具センターあり方検討委員会
報告書

平成 28 年 8 月

高齢者総合センター武蔵野市補助器具センター

目 次

第1章 「武蔵野市補助器具センターあり方検討委員会」設置の背景	P 1
第2章 センターの経緯と評価	P 2
1 設立に関わる経緯と措置時代の役割	
2 介護保険制度導入以降の経緯	
第3章 センターを取り巻く状況	P 6
1 国の介護保険制度の動向	
2 市の状況	
3 市の障害者福祉課のPT、OTの動向	
第4章 センターの現状	P 9
1 事業内容	
2 各事業の実施状況	
3 センターの現状の組織運営	
4 センターをめぐる財政状況	
第5章 課題について	P15
1 センター事業の位置づけと役割の明確化	
2 住環境整備の支援体制の充実とサービスの質の確保	
3 介護保険制度適正化事業の継続・拡充	
4 次期介護保険制度改正への対応	
5 住環境整備等における人材育成の必要性	
6 専門相談の方向性	
7 組織運営上の課題	
第6章 課題を解決するために～センターの方向性と今後の取り組み～	P19
1 センター事業の位置づけ、役割を明確にする	
2 「住環境整備の総合相談窓口」として市民、関係者に解りやすい、身近で開かれたセンターを目指す	
3 介護保険制度における住環境整備の適正化事業の受託・実施機関としての役割を果たす	
4 「住宅改修」「福祉用具」サービス等における市の事業の受託機関としての役割を果たす	
5 住環境整備等における市内専門職の人材育成の支援機関としての役割を果たす	
6 各専門相談の市民ニーズを見極め、需要によって拡充する	
7 事業を実施するために～望ましい組織のあり方と必要な人員体制～	

参考資料

- ・検討経過 ・あり方検討委員会 委員 市オブザーバー
- ・事業実施計画 〈新規・拡充事業〉・事業実施状況

第1章 「武蔵野市補助器具センターあり方検討委員会」設置の背景

武蔵野市補助器具センター（以下「センター」）は、「補助器具及び住宅改善に関する総合相談、情報提供及び関係機関とのネットワークの拠点」とすることを目的に、平成5年7月に設立され、介護保険制度に先駆けて、60歳以上の市民を対象とした武蔵野市（以下「市」）の事業である「補助器具の貸与・給付」、「住宅改善」事業を受託してきた。

しかし、平成12年度の介護保険制度施行以降、「福祉用具貸与・給付」と「住宅改修」は介護保険制度のサービスとして確立し、専門職として福祉用具専門相談員（以下「専門相談員」）が、福祉用具貸与事業者に配置された。

また、制度の浸透とともに、現在では介護保険制度におけるリハビリテーション（以下「リハビリ」）専門職が、リハビリの実施と共に、福祉用具の選定や住宅改修のプランニングなど物理的環境整備^{※1}にも関わるようになってきている。

そのためセンター事業も、市の「補助器具の貸与・給付」、「住宅改善」事業の実施から、市民サービスの質を確保するための、住環境整備を中心とした総合相談と、専門職に対するアドバイスが主となっており、センターの役割が市民や関係者から見えにくくなっている。

また、センターには作業療法士（以下「OT」）2名が配置されているが、組織のあり方、後進の育成をはじめとした武蔵野市福祉公社（以下「公社」）における専門職の活用方法についても検討する時期に来ている。

以上のような動向に加え、今後の後期高齢者の激増と医療・介護の連携の必要性、介護保険制度の改正や、「武蔵野市における2025年へ向けた“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”」の構築に対応していくことを視野に入れ、センターの役割・あり方について検証し、見直す必要がある。

そのため、補助器具センターのメンバーを中心に市高齢者支援課の職員をオブザーバーに迎え、「補助器具センターあり方検討委員会」を設置し、5回にわたりセンターの現状、課題と今後の方向性について協議したため報告する。

※1 物理的環境整備

住宅改修や生活動線・スペースの変更、家具の配置変えなどの住環境を福祉用具の活用も視野にいれ、トータル的にアセスメントし、環境を整えることで在宅生活における課題を解決する方法。福祉用具の活用方法のアドバイス等も含む。

その他の課題解決の方法として「本人の能力向上」「介護力（人的支援）の活用」等がある。

第2章 センターの経緯と評価

1 設立に関わる経緯と措置時代の役割

(1) 設立に関わる経緯

市では、国の制度に先駆け、平成元年より当時の老後福祉課で看護師ら専門職による「高齢者住宅設備改善事業」を開始した。それに先行して、昭和52年から「高齢者日常生活用具等給付事業」を実施してきた。

平成5年7月、市立高齢者総合センターの開設と同時にセンターを設置、上記の2事業を引き継ぎ、「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業を受託し、「単なる補助金の給付ではなく、専門職による住環境整備のプランニングの給付を」という趣旨の下、センターに理学療法士(以下「PT」)1名を配置した。

「補助器具センター」という名称は、デンマークの「補助器具センター※2」の機能やシステムをモデルにしたことから採用された。

(2) 措置時代の役割

「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業におけるセンターの役割は、在宅介護支援センター(以下「在支」)職員との協働による、福祉用具(以下「用具」)の機種を選定、住宅改善のプランニング、事業者・介護者へのアドバイス、書類の作成など、その運用と適正化であった。

対象者は60歳以上の、心身状況の低下等により在宅生活に困難を生じている市民で、給付の可否については、センターと在支、市主管課の職員の合議により決定した。

用具の貸与・給付件数は、事業開始時である平成5年度の553件から平成11年度には2,337件に増加、同様に住宅改善も、平成5年度の160件から平成11年度には最多の681件になった(図1)。

※2 デンマークの補助器具センター

デンマークの社会サービス法(112条)に規定されている補助器具貸与サービスの担当が、補助器具センターであり、補助器具の選定についてはOTが相談に乗り、フィッティングを行って使用方法も指導する。各コムーネ(市町村)は補助器具保管庫を持ち、常時数千種の補助器具を保管しているので、最適なものがすぐに選べる。体型の変化や、障害の進行によって器具が合わなくなると新しいものに変更でき、古い器具は洗浄してリサイクルされる。以下の条件、「補助器具が障害を軽減すると判断されること」「補助器具が日常生活の困難を軽減すると認められること」「障害者が就労するために補助器具が必要と認められること」の1つに該当すれば、無料で貸与ができる。

参考資料 「障害者の福祉サービスの利用の仕組みに係る国際比較に関する調査研究事業報告書 厚生労働省
平成20年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト) 平成21年3月
財団法人日本障害者リハビリテーション協会」

用具の貸与については、センター職員による直接支援の必要な重度者を除き、アセスメントとサービス導入については各在支職員が担当した。また、実際の用具の供給やメンテナンスについては、市内に営業所があった福祉用具の事業者とセンターが委託契約を結び依頼した。

住宅改善については施工事業者の指定制度はなく、センター職員が全件訪問を実施し、プランニングや事業者への指導を行うことでサービスの質を確保した。

他にも、【補助器具センター運営実施要綱】に定められた補助器具・住宅改善に関する総合相談、情報提供、関係機関とのネットワークの拠点としても機能した。

図1 〈市の補助器具貸与・給付、住宅改善事業の実績 平成5～11年度 (件)〉

(出典 補助器具センター統計資料)

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
補助器具貸与・給付	553	1,481	1,835	1,732	1,597	1,992	2,337
住宅改善	160	283	512	511	554	603	681

(3) 措置時代の特徴

当時はヘルパーの数も不足し、人的サービスの確保が難しく、その状況を住宅改善や用具の導入で補うことが多かった。身体機能の低下、環境の未整備、生活の困窮などから長期臥床を余儀なくされている高齢者も多かったが、センターのサービス利用により生活の大幅な改善が見られた。心身状況としては、介護保険制度における要介護3相当以上を要件としていた。

また、訪問リハビリ事業が安定供給されていない状況にあり、在宅でのリハビリ訓練についても多くの相談があった。更には市の各関係機関や病院の医療・福祉の専門職と連携し、福祉サービスの提案や介護方法・リハビリの指導などを実施した。それにより自立支援と介護負担の軽減を図り、生活の再構築の支援を行った。代替サービスのない状況で、市民ニーズに応えるために多岐にわたる機能を果たした。

(4) 措置時代の事業に対する評価

介護保険制度導入に先駆けた「補助器具給付・貸与」、「住宅改善」事業を軸とし、在宅生活全般へのきめ細かい支援を行うことで、市民の自立支援と介護負担の軽減を図り、「住み慣れたまちで安心してその人らしい生活を送る」ために一定の役割を果たした。

当時リハビリ専門職は、国の制度として地域に配置されておらず、物理的環境整備の実施に専門職の配置を行った市のシステムは、先進的な取り組みだったといえる。

2 介護保険制度導入以降の経緯

(1) 事業と役割の変化

平成12年度の介護保険制度施行に伴い、在宅生活全般のアセスメント、サービスのコーディネートケアマネジャーが実施するようになった。「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」も制

度として位置づけられ、それに伴いセンターの役割も、介護保険制度に関連した相談業務が主となった。

介護保険制度導入時、民間の事業者が住宅改修、福祉用具分野に新規参入したが、経験、実績が不十分であったことから、市で実施していた事業を民間事業者に移行するにあたり、市民サービスの質を確保することが最大の課題であった。そのため、ケアマネジャーや民間のサービス提供事業者に対する支援を強化する必要があり、平成 13 年 1 月にセンターの職員態勢が職員 1 (PT)・嘱託職員 1 (OT) から、職員 2 (PT、OT 各 1)・嘱託職員 1 (OT) に増員された。

リハビリに関しても、介護保険の指定事業者における訪問・通所リハビリなどの専門職が、訓練など実際のサービスを担うようになったが量的に不十分な状況であり、センターでの相談も継続して実施した。

また、措置制度と比較し、介護保険制度はより軽度な利用者への支援を幅広く対象としており、市の「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業の対象者^{※3}が減少した。

更に、高次脳機能障害や嚥下機能、排泄に関する相談等が増加したことや、職員の入替により平成 16 年度に OT2 名体制になったことを契機に、平成 17 年度より嘱託職員 1 名の代わりに、非常勤の PT・言語聴覚士 (以下「ST」)・一級建築士・排泄相談員を配置し、新たに専門相談を開始した。

(2) 平成 18 年の制度改正以降の役割

介護保険制度導入後数年が経過し、制度が認知されたと同時に参入する事業者が増加、全国的にそのサービス水準の格差が課題となった。

福祉用具貸与では、国の調査等で、事業者配置されている専門相談員のスキル等の差異、貸与価格の違い等が指摘された。

また、住宅改修では施工業者に指定制度がないため、悪質なりフォーム会社が制度に便乗した例や、全国的に工事の不具合が頻発し、工事前より生活が不自由になり危険が増した等が新聞等でも取り上げられた。それらを受けて、平成 18 年度の制度改正では住宅改修が原則事前申請制となり、給付適正化を目的として、センターが保険者と共に、住宅改修の申請書類の全件審査を実施する「介護保険住宅改修事前審査業務」の受託を開始した。

※3 介護保険制度導入以降の市の「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業の概要

(1) 補助器具貸与・給付事業 (介護保険制度に準じた福祉用具種目の貸与・給付)

〈対象〉 60 歳から 64 歳までの介護保険特定疾病以外で要支援相当以上

(2) 住宅改善事業 (工事種目 ① 介護保険制度に準じた基本工事 ② 便器洋式化 ③ 浴槽取換
④ 流し・洗面台の取換 ⑤ 居室工事 ⑥ 玄関等工事)

〈対象〉 次のいずれかを満たしていること ① 60 歳以上で要支援・要介護認定を受けている (工事種目 ②③④⑤⑥が対象《介護保険制度の住宅改修が優先》) ② 60 歳から 64 歳までの介護保険特定疾病以外で要支援相当以上 (工事種目①②③④が対象)

(3) 近年の特徴

近年においては、支援を必要とする高齢者のニーズが複雑化・多様化して対応に苦慮するケースや、医療依存度が高いケースの相談が増加した。そのため、住環境整備等だけでは解決できない重層的な生活課題を持つケースに対して、ネットワークを構築し、多職種連携による支援体制を強化した。

更に、平成 23 年度の補助器具センター事業計画の中で、「地域や関係機関との連携強化」を位置付けたことを契機に、在支と共に、地域住民に対して福祉用具の使用方法や介護方法、病気の特徴やその対応等のミニ講座や研修を実施し、地域づくりのための普及啓発を開始した。

(4) 介護保険制度導入以降の事業に対する評価

措置時代からのセンターのノウハウ、スキルを引き継ぎ、ケアマネジャーやサービス提供事業者への住環境整備等における後方支援を行うことで、介護保険サービスへの円滑な移行と市民サービスの質の確保に一定の成果をあげてきた。

平成 24 年度に実施した「介護支援専門員からの相談内容の分析結果^{※4}」においても、① 質の高いサービスを提供するための〈住宅改修アドバイザー〉と〈福祉用具の専門職〉としての知識、② 実施した住環境整備や福祉用具を有効に活用するための〈リハビリ専門職〉としての技術、③ 〈実務に関する公的機関の相談担当者〉としての役割が、センターの機能として評価されていることが明らかになっている。これらケアマネジャーをはじめとした福祉専門職の抱える課題をワンストップで解決できる利点と、公正中立な立場から、要介護者等の代弁者であるケアマネジャー等支援者と、保険者双方の橋渡しを行い連携をスムーズにすることで、高い水準で相談機能を維持してきた。

また、平成 26 年に実施した「ケアマネジャー向け住宅改修のアンケート調査^{※5}の結果」で、センターに相談する理由として、「住宅改修のプランニングが不安なとき」が 84%と最も多くを占め、「今後も補助器具センターに相談しようと思っている」市内のケアマネジャーが 100%であったことから、相談に対する助言が適切であったこと、後方支援の役割が機能的に果たされてきたことが裏付けられている。

※4 参考資料 「住環境整備における専門職の役割と相談システムについての考察」平成 25 年 3 月
国際医療福祉大学 福祉援助工学分野 福祉用具管理指導者養成領域 修士課程 修了レポート

※5 「介護保険の住宅改修に関するアンケート調査」平成 27 年 4 月
平成 27 年 3 月に、センターが武蔵野市及び近隣の市町村のケアマネジャーを対象に実施したアンケート調査で、「補助器具センター事業についての検証」と、「今後の高齢者の住環境整備の質向上と適正化における支援体制のニーズを探ること」を目的に実施した。

第3章 センターを取り巻く状況

1 国の介護保険制度の動向

「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」サービスは、平成12年度に介護保険制度に位置づけられたことで、全国的に広く普及した。

「住宅改修」のコーディネーターは、本来ケアマネジャーの役割であるが、専門知識が必要であること等から、施工事業者に一任されていることが多い。そのため、厚生労働省でも、ケアプランとの整合性を図るため、平成20年度より都道府県や保険者と連携し実施している「介護給付等費用適正化事業」の中に、「住宅改修等の点検」を位置付けている。

また、平成27年6月1日に財務省財政制度等審議会から出された「財政健全化計画等に関する建議^{※6}」の中で、今後の介護保険制度の持続可能性、サービスの効率化と質の向上を促す観点から、軽度者に対する「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」サービスにおける給付のあり方に対し、「原則自己負担」にする方向性を示している。

2 市の状況

(1) 高齢者人口と要介護等認定者数の増加

市の高齢者人口は、介護保険制度導入時の平成12年(4月1日基準日)は21,611人、平成27年(4月1日基準日)は30,812人と15年間で9,200人強増加している(図2)。そのうち、後期高齢者数の増加が、9,293人(全高齢者人口のうち43.0%)から15,648(同50.8%)人と6,400人強(人口増のうち69%)を占めており、それに伴い要介護等認定者数も、平成12年度(平成13年3月31日基準日)の3,063人から平成26年度(平成27年3月31日基準日)には6,286人となっている(図3)。

認定者数は、今後も高齢者人口の増加と連動し増加することが予測される。そのため市では、介護保険制度や公的サービスだけではなく、地域住民による互助、共助や民間サービス等を組み合わせた包括的なサービス提供体制の構築を推進している。

※6 「財政健全化計画等に関する建議」平成27年6月1日財務省 財政制度等審議会

〈概要〉 今後、軽度者の福祉用具貸与等について、原則自己負担にする方向性を示している。

〈一部抜粋〉「今後の制度の持続可能性や保険料等の負担を考えると、大きなリスクに対応するとの基本的考え方に沿って、質を確保しつつ、給付範囲を重点化していく必要がある。」〔資料Ⅱ-1-12〕「まず、軽度者に対する・・・福祉用具貸与等は、日常生活で通常負担するサービス・物品であり、また、原則1割負担の下で単価が高止まりしている可能性がある。公的保険給付の重点化、競争を通じたサービスの効率化と質の向上を促す観点から、原則自己負担(一部補助)の仕組みに切り替えるべきである。」〔資料Ⅱ-1-13、14〕

図2 〈高齢者人口と後期高齢者人口（人）〉

（出典 平成13年～27年版 武蔵野市の福祉）

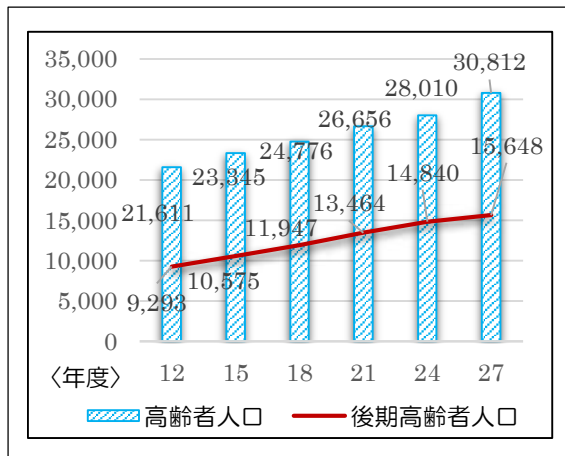
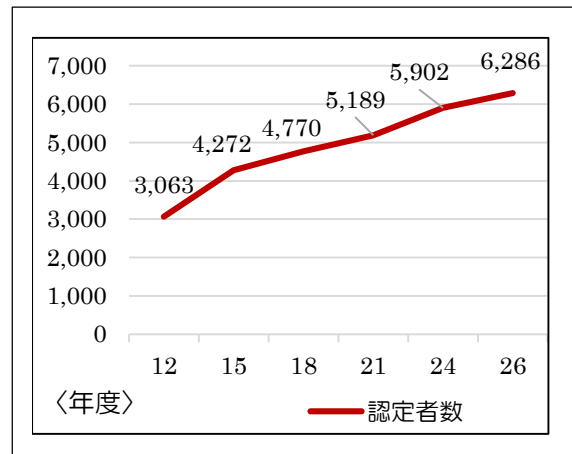


図3 〈介護保険認定者数の推移（人）〉

（出典 平成13年～27年版 武蔵野市の福祉）



(2) 介護保険制度における住宅改修・福祉用具サービスの状況

市の介護保険制度における住宅改修実施者数・福祉用具購入件数は、年度により若干の増減はあるものの制度導入時からほぼ横ばいである（図4）。理由として、住宅改修は要介護状態区分にかかわらず定額（20万円）で設定されており、特定の条件によるリセット、少額工事の複数回実施等を除き、ほぼ一生に1回であることがあげられる。

同様に福祉用具購入についても、区分支給限度額の定額設定（年間10万円）、同一物品の再購入の原則給付対象外等から、要介護認定者数の増減に影響されにくいことがあげられる。

一方、福祉用具貸与利用者数は、要介護認定者数の増加と連動し増加しているが、その理由として、一度用具を貸与した場合、明らかな状態変化がない限り利用を継続するため、累積した数値となっていることがあげられる。そのため、今後も要介護認定者数の増加と連動し、増加していくことが予測される。

図4 〈介護保険の福祉用具貸与（人）・購入サービス（件）・住宅改修（人）実績〉

（出典 武蔵野市介護保険利用者数より抜粋）

年度	13	14	15	16	17	18	19
用具貸与	6,940	9,705	12,109	14,192	15,072	13,927	13,568
用具購入	566	607	604	596	636	573	633
住宅改修	452	429	472	490	456	450	434
年度	20	21	22	23	24	25	26
用具貸与	15,250	16,636	18,637	20,146	21,179	21,877	23,005
用具購入	609	652	720	686	671	615	531
住宅改修	413	462	523	487	440	516	470

(3) 介護保険制度におけるリハビリ関連サービスの動向

介護保険制度の通所・訪問リハビリサービスは、制度導入時から大幅に増加している(図5)。

それに連動し、市内で活動するPT、OT、STのリハビリ関連職の数も増加していると考えられ、介護保険制度の住宅改修、福祉用具サービスについても、アドバイス等で関わるようになってきている。

図5 〈介護保険の訪問リハビリ実施回数・通所リハビリ実施回数(回)〉

(出典 平成13年～27年版 武蔵野市の福祉)

年度	13	14	15	16	17	18	19
訪問リハビリ	392	587	1,079	2,404	2,445	4,151	6,697
通所リハビリ	17,546	18,572	21,316	25,698	29,030	32,877	35,353
年度	20	21	22	23	24	25	26
訪問リハビリ	7,256	14,115	16,852	18,586	18,330	18,767	19,242
通所リハビリ	39,003	39,668	42,038	42,843	42,754	45,170	43,766

3 市の障害者福祉課のPT、OTの動向

武蔵野市障害者福祉センター(以下「障害者福祉センター」)には、市の障害者福祉課のPT、OT各1名が配置されており、センターとは概ね利用者の年齢等で担当・役割を分担している。

現在、市のPT、OTは、障害者福祉センターの管理・運営と障害者施策の「住宅設備改善」、「日常生活用具」、「補装具」の給付に関するアセスメント、プランニング等を実施している。

今後、その専門性を、市の障害者施策全体の相談機能の強化と、人材育成に活かしていく方向で検討が進められている^{※7}。

※7 「障害者福祉センターのあり方検討委員会報告書」 平成26年8月

武蔵野市健康福祉部障害者福祉課

第4章 センターの現状

1 事業内容

センターは、第2章で示したとおり、設置当初からの「補助器具及び住宅改善に関する総合相談、情報提供及び関係機関とのネットワークの拠点」としての機能を果たしながら、社会情勢や市民ニーズに応じてその役割を変化させてきた。そのため、センター事業の中心も、市の「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業の実施から、市民の生活支援やサービスの質の確保のための専門職への後方支援、介護保険制度の質の適正化、人材育成、地域住民への普及啓発等による「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」に移行されている。

現在実施している事業は以下のとおりである（図6）。

図6 〈センター事業〉 (27年度 補助器具センター事業計画より)

事業名	内容
(1) 住宅改修・福祉用具・リハビリ等に関する総合相談窓口	① 住宅改修、福祉用具、リハビリ等に関する情報提供、およびネットワークの拠点等として、市民、関係機関を対象とした総合相談窓口機能 ② 訪問・電話・来所による福祉用具の選定や、住宅改修のプランニング等、市民、専門職を対象とした個別相談
(2) 介護保険制度住宅改修適正化事業	① 住宅改修の事前申請書類の審査 ② 訪問調査
(3) 市の事業の実施	① 補助器具貸与・給付事業 ② 住宅改善事業
(4) 福祉用具の短期貸出	① 市民、事業者への福祉用具短期貸出、使用方法のアドバイス
(5) 広報、普及、展示に関する事業	① 市民に対する研修会・ミニ講座の開催と講師派遣 ② リーフレットの配布 ③ 福祉用具やカタログ等の展示
(6) 関係機関との連携	① 各連絡協議会、研修会への参加 ② 個別ケースの支援をとおしての連携
(7) 人材育成	① 関係機関や市内専門職に対する研修会の実施とセンター職員の講師派遣 ② 個別ケースの支援をとおしてのスキルの伝達
(8) 専門相談	① PT、ST、排泄相談員、一級建築士による専門相談の実施 ② 研修、講座への専門相談員の講師派遣

2 各事業の実施状況

(1) 住宅改修・福祉用具・リハビリ等に関する総合相談窓口

平成5年のセンター設立当時から、市内関係機関と市民に対する住環境整備等の総合相談、情報提供、関係機関とのネットワークの拠点として機能している。平成26年度の電話、来所による延べ相談件数は、2,129件に上っている。

個別の相談実数（新規相談数）は、年度により若干の増減はあるものの（図7）、平成26年度に実施した「ケアマネジャー向け住宅改修のアンケート調査（P5※5参照）の結果」で、「今後も補助器具センターに相談しようと思っている」市内のケアマネジャーが100%であったこと等からも、高い水準で相談機能を維持しているといえる。

相談内容は、介護保険制度のサービスに関することが主であるが、単独のサービスのアドバイスにとどまることなく、生活全般を広く捉え、リハビリ専門職の視点から疾患の特徴、麻痺の状態や筋力、関節の動き等を詳細に評価し、それを基にどのような方法であれば生活動作が自立できるか等の予測をたて、住宅改修のプランニングや福祉用具の選定、介護方法や動作について総合的なアドバイスを実施している。

更に住宅改修においては、施工事業者は高齢者の心身状況等の特徴について、ケアマネジャーは建築の専門用語について、其々知識が不十分なことが多く、センター職員が関わり双方を補完することで、関係者のスキルや経験の差異に関係なく、すべての要介護者等高齢者が一定の水準以上の住宅改修を実施できている。

図7 〈センターの住宅改修、福祉用具、リハビリなどに関する訪問相談件数（件）

平成17～26年度〉

（出典 武蔵野市の福祉より抜粋）

年度 項目	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
新規相談 実数(人)	377	383	475	490	537	475	409	397	435	447	
住宅 改 修	介保	567	556	611	602	550	506	468	421	526	517
	市単	53	48	26	17	14	14	18	17	19	5
	他	164	147	126	140	80	108	120	89	131	90
福祉用具	442	582	704	720	748	657	525	509	509	454	
リハビリ	24	50	64	45	37	80	105	88	96	50	
その他	224	345	423	338	230	229	198	190	197	110	
合計 (延べ件 数)	1474	1728	1954	1862	1659	1594	1434	1314	1478	1226	

(2) 介護保険制度住宅改修適正化事業

センター職員が要介護者等への事前の訪問調査と申請書類の全件審査（平成 26 年度 130 回 508 件）を実施することで、利用者の心身状況やケアプランと、住宅改修プランとの整合性を確認している。他の保険者では、事前審査は書類の不備の確認に終始し、改修プランの内容まで精査できていないところも多い。

また、事前の訪問調査を実施していない利用者の書類審査で、状態像との整合性が認められない、または改修によって生活目標が改善されない、もしくは危険性が増すと予測される場合等は、保険者と協議し、ケアマネジャーをとおしてプランニングの再考の依頼や、センター職員の訪問等により、別の改修プランや動作の変更、福祉用具の活用等による代替案を提案している。

更に、他の保険者では、「事業者に対する指導や研修が難しい」「事業者の技術・施工水準のバラツキが大きい」「住宅改修施工前後の点検、確認において知識やスキルを持った人材がいないため、適正化の実施が難しい」等が課題としてあげられている^{※8※9}。それに対し市では、センター職員が利用者宅に事前に訪問し、事業者と共に利用者の状況や生活動作等を確認しながら、疾患の特徴、心身状況や改修の目的について説明し、工事施工の際の留意点や部材等についてもアドバイスすることで、上記の課題があがっていないのみならず、介護保険制度の給付費用に見合った効果を引き出すことが可能になっている。

このように、センターが「住宅改修サービスの質の適正化」を図り、保険者と一体的に機能することで、「給付の適正化」にもつながっている。

(3) 市の「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業の実施

市の「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業（以下「市の独自事業」）は近年減少している（図8）。

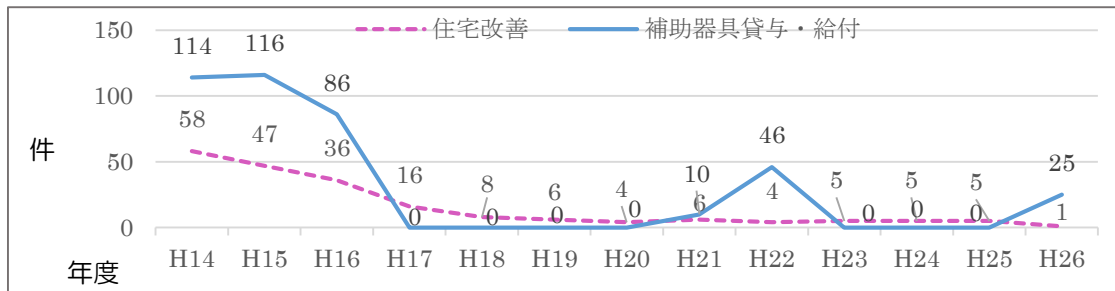
減少した理由として、平成15年度にそれまで「住宅改善」事業で実施していた「浴槽の取替工事」が、介護保険制度の「段差解消工事」として認められたこと、平成18年度に「がん末期」が介護保険の特定疾病に含まれ、第2号被保険者の住環境整備等を介護保険制度で実施できるようになったことがあげられる。

しかし、実績は少ないながら、市の独自事業は介護保険制度が利用できない高齢市民（P4※3 参照）のセーフティネットの役割を果たしている。

※8 「住宅改修事業者の市区町村における状況把握、管理状況に関する調査研究事業 調査結果報告書」
平成 26 年 3 月 一般社団法人シルバーサービス振興会 平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健検討増進等事業

※9 「住宅改修の効果的・効率的な実施方法に関する調査研究事業 報告書」 平成 25 年 3 月
公益財団法人テクノエイド協会 平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

図8 〈市の「補助器具貸与・給付事業」、「住宅改善」事業の実績(件) 平成14～26年度〉
(出典 平成14年～27年版 武蔵野市の福祉より抜粋)



(4) 福祉用具の短期貸出

介護保険で用具を購入する前に、購入の必要性を見極め、適切な機種を選定するために、在支と協力し、市民に対し福祉用具の短期貸出や使用方法のアドバイスを実施している。

また、入院中の市民が一時外泊・外出をする際や急遽退院となった場合、または外傷等により一時的に必要な場合にも同様に短期貸出を実施している。

平成26年度の実績は(図9)のとおりで、専門知識が必要な用具の貸出の際は、センター職員が利用者の状況に合わせ、使用方法等のアドバイスを実施している。

特にポータブルトイレは、事業者に試用品を置いていないことも多く、保険による給付と比較し、消毒等メンテナンスにかかる費用は一台あたりその1割にも満たないため、センターから貸出し、購入の必要性を見極めることで給付の適正化にもつながっている。

図9 〈福祉用具短期貸出件数(件) 平成26年度〉

(出典 補助器具センター統計資料)

種目	件数	種目	件数
車いす	194	ポータブルトイレ	64
スロープ	2	補高便座	7
歩行器、杖、歩行関連	16	シャワーイス	75
体位変換器、吊り具等	22	浴槽内イス	37
自助具	5	他入浴用具	64
合計(件数)			486

(5) 広報、普及、展示に関する事業

地域住民による互助、共助等、包括的なサービス提供体制の構築の一環のため、在支、社会活動センター(以下「社活」)、高齢者支援課等と協力し、地域福祉の会、コミュニティカフェ等様々な機会を利用して、市民向けにミニ講座や福祉用具の相談会の実施、研修や講座への講師派遣、センター事業のリーフレットの配布等を実施している。

また、センターには各福祉用具事業所のパンフレットを展示し、福祉用具を選定する際、取扱い種目、貸与費等を比較したうえで、市民や支援者が用具を選択できるように情報を提供している。

平成 26 年度は関係機関と協力し、講座、相談会等を 4 回、講師派遣を 8 回実施した。

平成 27 年度は、従来の講座開催や講師派遣に加えて、介護保険事業の人材確保や活性化、先進的な取り組みの事例発表等によるサービスの質の向上、市民や関係者間の相互理解等を目的に市が開催した「ケアリンピック武蔵野 2015」に、実行委員として参加し、介護保険サービスの普及啓発に努めた。

(6) 関係機関との連携

地域で活動する専門職・関係機関と連携を強化し、早急に課題を解決できる体制を構築するため、関連の連絡協議会や事例検討会への参加、個別のケースカンファレンス等をおして、関係機関や医師、看護師等の医療職と顔の見える関係づくりを進めている。

市では平成 20 年 2 月に【福祉用具事業者連絡会議】を設置し、協力体制の構築、情報共有を図ってきた。更にセンターとケアマネジャー、専門相談員が個別の利用者の支援をおして連携を図ることで、介護保険の種目に告示上含まれている用具であっても、個別に介護保険制度適用の可否について、センター職員と保険者が相談し、適正な給付を行うための体制が整っている。

また、平成 21 年 7 月設置の【訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡協議会】にも参加し、訪問看護、リハビリ職員と相互に協力できる体制づくりを行っている。

更にインフォーマルではあるが、平成 27 年度末に市内リハビリ専門職が立ち上げた【武蔵野市 PT・OT・ST 協議会】をおして、市内リハビリ専門職と一層の連携を図っていく予定である。

(7) 人材育成

市内関係機関等の専門職に対する住環境整備等の研修会に、講師派遣や、共催による研修等を実施しスキルアップを図っている。

また、住環境整備等における関係者の後方支援と市民に対する個別の在宅生活の支援をおして、関係者に対するスキルの伝達等実施している。

平成 26 年度は、市内介護職、訪問看護・訪問リハビリ職員、ケアマネジャー向け研修等に講師の派遣と、高齢者支援課と共催し住宅改修事業者向け研修を実施した。

また、平成 27 年度はそのような講師派遣、共催に加え、センター主催で「住環境整備のアセスメント・プランニング研修」を市内専門職向けに開催した。

(8) 専門相談

PT、一級建築士、ST、排泄相談員の専門相談員を配置し、個別相談を実施する一方、介護予防や市民向けの講座に講師として協力している。

PTは、平成16年度にセンターがOT2名態勢になったことから、主に歩行状態の評価や歩行関連用具についての相談に対応してきた。

一級建築士は、介護保険制度導入時に新規参入した民間の施工事業者のスキル等が十分でなかったことから、センター職員や事業者のアドバイザーの役割を果たしてきた。

STは、個別の利用者に対し、失語症などの高次脳機能障害や嚥下機能、口腔ケアに対する評価やアドバイスを電話、訪問等で実施するほか、関係者や地域住民に対して、講座や研修を実施し普及啓発にも努めている。

排泄相談員^{※10}は、市ではセンターのみが配置しており、個別の利用者の排泄に関わる生活課題に対してアセスメントを実施、原因を明らかにし、本人、家族や介護専門職への解決手段の提案や医療職への情報提供等を行っている。また、STと同様、地域住民、関係者に対して講座や研修をとおして普及啓発にも努めている。

平成25年度の個別相談件数はST53件、排泄相談35件、平成26年度はST57件、排泄相談43件であった。他にも地域住民に対する講座や、ケアマネジャー、介護職向けの研修等に講師として協力した。

3 センターの現状の組織運営

現在センターは高齢者総合センターの在支と組織を一元化し、在支とセンター業務を組織内で分けている。

「武蔵野市補助器具センター運営実施要綱」では、「センターには住宅改修アドバイザーを1人以上配置し、その職種をPT、OT、又は建築士」と定めている。そのため、平成16年度にPT1名が退職し、OT1名を採用した後、職員体制に変化がなく、後進の育成ができていない状況である。

また、約10年後には現職員OT2名が、同時期に退職を迎える予定である。

4 センターをめぐる財政状況

センター収入はすべて市の委託費で賄っており、平成27年度予算額は22,894千円で、うち人件費が18,473千円と80.1%を占めている。センターは、専門職のみ配置されていることから職員の固定化により、毎年人件費が増加している。

※10 排泄相談員とは、医療・福祉の国家資格を基礎資格とし、NPO法人日本コンチネンス協会（以下「コンチネンス協会」）が実施している研修の修了者に対して、コンチネンス協会が認定している資格である。初級、中級、上級研修が実施されており、各研修に対応した資格を設けている。中級研修受講の条件は初級を修了していること、上級研修受講の条件は中級を修了していることである。当センターの排泄相談員も看護師・介護福祉士の有資格者で、コンチネンス協会の上級研修を修了し認定を受けたコンチネンスアドバイザー（認定排泄ケア専門員1級）である

第5章 課題について

センターを取り巻く情勢や事業実施状況、現状の組織運営等を踏まえ、以下に解決すべき課題を示す。

1 センター事業の位置づけと役割の明確化

センターは、「補助器具及び住宅改善に関する総合相談、情報提供及び関係機関とのネットワークの拠点」とすることを目的に平成5年に設立され、市の事業である「補助器具の貸与・給付」と「住宅改善」事業を受託してきた。しかし、平成12年度の介護保険制度施行以降、「福祉用具貸与・給付」と「住宅改修」は介護保険制度のサービスとして位置づけられ、市の「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業が減少したことや、介護保険制度に専門職が位置付けられたことで、センターの役割が市民、関係者から見えにくくなっている。

しかし、第4章に示したとおり、センターは設置当初からの「補助器具及び住宅改善に関する総合相談、情報提供及び関係機関とのネットワークの拠点」としての機能を果たしながら、社会情勢や市民ニーズに応じ、その役割を変化させてきた。そのためセンター事業の中心も、市の「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業の実施から、市民生活の支援やサービスの質の確保のための専門職への後方支援、介護保険制度の質の適正化、人材育成、地域住民への普及啓発等による「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」に移行されている。

今後、それらを改めて「センター事業と役割」として明確に位置づけ、広く市民や関係者に示していく必要がある。また、「武蔵野市補助器具センター運営実施要綱」や「名称」についても現状に即したものに直していく必要がある。

2 住環境整備の支援体制の充実とサービスの質の確保

市民が、「住み慣れた地域で安心して生活を継続する」ための支援方法として、「住環境整備」「本人の能力向上」「介護力（人的支援）の活用」等がある。しかし、要介護者等高齢者の能力向上には限界があり、公的サービスにおける人的支援は要介護認定者数の増加に追い付かず、将来不足することが予測される。そのため、住環境整備等におけるサービスの質を確保することが、益々重要になっていくと考えられる。

今後在宅訪問等による市民に対する生活支援を継続し、ケアマネジャー等の関係者や専門職への後方支援体制を更に充実させ、サービスの質を確保していく必要がある。

3 介護保険制度適正化事業の継続・拡充

平成 18 年度の介護保険制度改正以降、国は制度の「持続可能性」をうたっており、要介護者等の増加に鑑みれば、在宅生活を継続する上でサービスを必要とする高齢市民が、適正に住宅改修や福祉用具サービスを活用できることが重要となる。

特に市の福祉用具貸与における給付費は、平成 13 年度の 86,744,220 円（介護保険総給付費に占める割合 1.7%）から、平成 26 年度には 314,033,003 円（同 3.5%）と介護保険導入初期から約 3.6 倍、総給付費に占める割合も 2 倍強となっており、更に今後需要が伸びていくことが予測される。

また、市では要介護者等高齢者が、介護保険制度で住宅改修を実施する際は、センター職員が、ケアマネジャー、施工事業者と同行訪問し、約 7 割の事前調査を実施している。また、市担当者センター職員による事前申請書類の全件審査も実施している。しかし、補助器具センターが事前訪問調査を実施するのは、事前にケアマネジャーをとおして相談を受けた利用者のみであり、相談体制に偏りがあることや、事後の効果判定についても基準がなく、その効果について検証ができていない状況である。そのため、今後保険者と協議し、住宅改修を過不足なく高い水準で実施できるようにすると共に、効果判定について検証できる仕組みづくりが必要である。

更に、現在事業として明確には位置づけられていない福祉用具サービスにおける適正化事業であるが、すでにモデル的に着手した保険者もあり^{※11}、今後その動きは全国に広がっていくことが予測される。市でも、その実施と方法について検討が必要であると考え

4 次期介護保険制度改正への対応

「財政健全化計画等に関する建議（P6※6参照）」で示されたように、介護保険制度の次期改正（平成 30 年度改正）の内容によっては、軽度者の「住宅改修」、「福祉用具貸与・給付」サービスが、各保険者の総合事業等で実施される可能性がある。その際には、センターが受託している市の「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」に準じ、軽度要介護者等高齢者が生活するうえで、住宅改修や福祉用具の利用が必要かどうかを個別に見極め、その効果を最大限に引き出すために、センターの培ってきたノウハウ、スキルが必要とされる。

今後、次期改正の動向を見極め、保険者と協調し対応していくことが求められる。

※11 平成 27 年 6 月 沖縄県浦添市で実施した、福祉用具貸与事業者に福祉用具サービス計画の自己点検を求めた内容

5 住環境整備等における人材育成の必要性

今後、要介護者等高齢者の増加に対して、ヘルパー等をはじめとする人的資源が不足することが予測される。それを補うため、住宅改修や福祉用具の利用により自立を支援していくことが益々重要となり、住環境整備等の質を確保するために、人材を育成する必要がある。

介護保険制度施行により、住環境整備の専門職として専門相談員、訪問・通所リハビリのPT、OT等が位置付けられた。しかし、専門相談員は、資格要件なく50時間の講習により取得できるため、福祉用具の知識・技術について不十分なことも多い。

また、住宅改修のプランニング、福祉用具の選定をする際は、心身機能の評価や予後予測、動作分析等が必要である。そのため、リハビリ専門職とサービス提供事業者が連携して実施するのが望ましい。しかし、PT、OTの教育カリキュラムに住宅改修や福祉用具が組み込まれたのは最近であり、養成機関によっても差があるため、全てのリハビリ専門職が知識を持っているわけではない。

故に、介護保険制度に位置づけられた各専門職が、今後増加する要介護者等に対応し、質の高い住環境整備を実施していくためには、体系的な研修等の支援が必要であると考えられる。

6 専門相談の方向性

専門相談のうち、PTが実施してきた歩行や歩行関連用具の相談については、センター職員の経験、スキルが蓄積されたことで対応できるようになっており、PTによる相談態勢を見直す必要がある。

また、建築士が実施してきた事業者に対するアドバイス等についても、住宅改修の事業者のスキルが向上したことや、センター職員の経験、スキルが蓄積され、アドバイス等も実施できるようになっていることから、建築士の配置の必要性を見極める必要がある。

STが実施している失語症などの高次脳機能障害や嚥下機能、口腔ケアに対する評価やアドバイス等については、ここ数年、民間の事業者にもSTが配置された他、平成27年度より在宅高齢者訪問歯科検診で市内の歯科医師が、摂食支援のための摂食嚥下機能評価を積極的に取り入れ始めたこと等から、重複している機能については、当センターのSTによる相談の必要性と差別化について検討していく。

排泄相談については、市でも、【武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画～まちぐるみの支えあい～（地域包括ケア）の推進に向けて】の中で、「中・重度者と軽度者の状態像の違いとして、最も顕著なのは、排泄に関するケアの自立度」であり、「地域の専門職で、排泄ケアの改善（排泄自立に向けた取組み）」という共通目標をとおして地域包括ケアシステムの規範的統合を成し遂げることの重要性をうたっている。

医療・福祉専門職の中でも、排泄を専門分野とする排泄相談員（P14※11 参照）は他の専門職では代替が利かず、今後も当センターの排泄相談員による要介護者等への直接支援はもとより、サービス提供事業者の後方支援を積極的に行い、拡充推進していく必要がある。

7 組織運営上の課題

センターには現在OT2名が配置されている。現在の体制では職員の異動や専門職の補充がなく、その専門性、経験を組織内で後進に伝達・育成の機会がない状況である。そのため、約10年後には職員の退職により、センター機能が維持できず住環境整備等におけるサービス水準の低下や適正化事業が困難になることが予測される。

また、市では第6次職員定数適正化計画（平成25年度～28年度）に則り、リハビリ職員の継続雇用に慎重な姿勢を示している。そのため、現在市のPT、OTがアセスメント、プランニング等実施している「住宅設備改善」、「日常生活用具」、「補装具」等の障害者施策を担うリハビリ専門職が、現職員の退職後不在となる可能性があり、将来的にセンター事業として担っていくことも視野に入れる必要がある。

第6章 課題を解決するために～センターの方向性と今後の取り組み～

第5章の課題を解決するために、今後以下のとおり対応していく。

1 センター事業の位置づけ、役割を明確にする

⇒

課題1 センター事業の位置づけと役割の明確化

 に対応

「補助器具センターあり方検討委員会」で事業を検証した結果、今後も設立目的である「住環境整備の総合相談窓口」としての機能を果たしながら、現在実施している事業を継続し、更に課題に対応するため、事業の拡充を図るべきであるとの結論に達した。

特に、次期介護保険制度改正に対応した介護保険制度住宅改修・福祉用具サービスにおける適正化事業の拡充や総合事業の受託、更に「武蔵野市における2025年へ向けた“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”」に、リハビリ専門職の視点から積極的に参画していく。

今後、それらを「センター事業と役割」として改めて明確に位置づけ、「武蔵野市運営実施要綱」「名称」についても現状に即したものに直していく。

2 「住環境整備の総合相談窓口」として市民、関係者に相談しやすい、身近で開かれたセンターを目指す

⇒

課題2 住環境整備の支援体制の充実とサービスの質の確保

 に対応

「名称」を変え、名称からセンターの事業内容と役割がすぐに解るようにすることで、市民や庁内、関係機関等、武蔵野市全ての人にとって、「相談しやすく、身近で開かれた、親しみやすいセンター」を目指していく。

また、今まで主にケアマネジャーをとおして受けていた相談を、市民や他の医療・福祉専門職も直接相談できる「住環境整備等の総合相談窓口」とすることを目指し、相談の開始時期、方法については今後検討していく。

更に、電話、来所、訪問等の個別相談により、専門職の後方支援をとおして市民に対する生活支援を継続し、住環境整備等における支援体制の充実を図ることで、サービスの質を確保していく。

3 介護保険制度における住環境整備の適正化事業の受託・実施機関としての役割を果たす

⇒

課題3 介護保険制度適正化事業の継続・拡充

 に対応

「保険者機能を補充・補完し、民間では代替のできない事業」を実施することが公社の役割であり、それに則り今後も「介護保険適正化事業」の受託・実施機関としての役割を担っていく。具体的には市と協議ながら以下のように実施していく。

(1) 「介護保険制度住宅改修適正化事業」の継続・拡充

現在実施している利用者宅への事前訪問調査と申請書類の全件審査による「介護保険住宅改修適正化事業」の継続と住宅改修の事後、効果を検証するための基準となる評価シート等を導入し、住宅改修適正化事業の拡充を図っていく。

(2) 福祉用具貸与・給付サービス適正化事業の新規立ち上げ

介護保険制度福祉用具貸与・購入サービスにおける適正化事業について、専門職の視点から、その実施と仕組み作りについて、今後保険者と共に検討していく。

4 「住宅改修」「福祉用具」サービスにおける市の事業の受託機関としての役割を果たす

⇒

課題4 次期介護保険制度改正への対応

 に対応

「住宅改修」「福祉用具」サービスは、利益誘導に直結しやすく、市の事業を受託するにあたっては、常に公正中立な立場で業務を遂行する必要がある。そのため、実際に事業を実施する事業者を持たない公社が、今後も市の「住宅改修」「福祉用具」に関わる事業を受託し、非営利、公益性にたつて市の事業の受託機関としての役割を果たしていく。

具体的には市と協議しながら以下のように実施していく。

(1) 市の「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業の継続

現在受託している市の「補助器具貸与・給付」、「住宅改善」事業を継続し、今後も介護保険制度の認定が受けられない60歳から64歳までの介護保険特定疾病以外で、サービスが必要な市民や、介護保険制度の住宅改修の実施のみでは在宅生活が継続できない要介護者等高齢者のセーフティネットとして機能していく。

(2) 住宅改修・福祉用具貸与・給付サービスの総合事業等の受託

次期介護保険制度改正により、今後実施する可能性の高い軽度者の総合事業等をはじめ、市が住環境整備等に関連した事業を実施する際には、センターの培ってきたノウハウ、スキルを活かし、市と協調し、事業の受託機関としての役割を果たしていく。

また、新規事業の受託に際しては、職員の補充も必要となることが想定される。

5 住環境整備等における市内専門職の人材育成の支援機関としての役割を果たす

⇒ 課題5 住環境整備等における人材育成の必要性 に対応

課題で示したとおり、今後、要介護者等高齢者の増加に対してヘルパー等の人的資源が不足することが予測され、住環境整備等の質を確保することが益々重要になってくる。質の高い住環境整備を実施できる人材を育成するために、センターが培ってきたスキルを、市内専門職や関連機関職員の研修等に活かすことで、「人材育成の支援機関」としての役割を果たしていく。それにより、市全体の福祉力の向上にも寄与していく。

具体的には以下のように実施していく。

(1) 住環境整備等における関係者に対する体系的な研修等の実施

市や各事業者連絡会、公社のホームヘルプセンター等の研修事業と連携しながら、体系的な研修を企画し、実施していく。

(2) 市民に対する個別支援を継続することで、専門職にスキルを伝達する

今後も市民に対する個別の支援をとおして、市内で活動する専門職にスキルを伝達し、人材育成を支援していく。

(3) 将来的に福祉公社の研修事業として統合

公社の役割としても市全体の福祉のレベルアップに寄与することが「公社定款 第3条」に定められており、公社のホームヘルプセンターで実施している市内訪問介護事業者に対する研修事業等と共に、将来的に公社の研修事業として統合することも視野に入れる。

6 各専門相談の市民ニーズを見極め、需要に応じて拡充する

⇒ 課題6 専門相談の方向性 に対応

専門相談の中で、歩行や歩行関連用具の相談、住宅改修事業者へのアドバイス等は、センター職員の経験やスキルが蓄積されたことで対応できるようになっており、PT、一級建築士の配置については、廃止の方向で見直していく。

STが実施している相談事業については、今後市民ニーズや専門職に対する後方支援の必要性を見極め、市の事業や他制度のサービスとの差別化について検討する。

排泄相談については、在宅生活の継続と生活の質を向上させるために、排泄の課題を解決することが不可欠であること等から、今後も需要が高まることが予測される。それに対応するため、機能の拡充を図っていく。

具体的には、要介護者等高齢者が排泄について何らかの課題を抱えた時に、早急にセンターの排泄相談につなげられるように、専門職や市民に広報し周知を図っていく。

また、専門職や地域住民に対する研修やミニ講座の開催等の機会を増やし、知識やスキル等の普及に努め、地域の自助・互助・共助の支援体制の構築のために寄与する。

7 事業を実施するために～望ましい組織のあり方と必要な人員体制～

⇒

課題7 組織運営上の課題

 に対応

(1) 望ましい組織のあり方

センター事業を継続・発展させていくために、職員の異動やリハビリ専門職の採用により、組織を活性化させると同時に、その専門性・経験を後進に引継ぎ、公社の専門職を育成していく。それにより、将来にわたっても現在以上のサービス水準を維持できる体制を構築していく。

また、センター事業を拡充するにあたっては、一層中立性、公平性、公益性を重んじて業務を遂行していくと共に、現状と同様に今後も透明性を確保していく。

(2) 必要な人員体制

センター事業の実施に必要な人員体制について（図10）に示す。

また、市では第6次職員定数適正化計画（平成25年度～28年度）に則り、リハビリ職員の継続雇用に慎重な姿勢を示している。そのため、公社がリハビリ専門職を継続的に採用、育成し、事業に対応した適正な人員配置をしていくことで、現在市のPT、OTが担っている障害者施策をはじめとした専門職の視点が必要とされる事業を、補充・補完していくことが可能となる。

図 10 〈今後の事業の方向性と必要な人員体制〉

現在の事業内容	現行体制	方向性	今後の役割・事業内容	今後の体制
<p>(1) 住宅改修・福祉用具・リハビリ等に関する総合相談窓口</p> <p>① 情報提供、ネットワークの拠点 ② 個別相談による市民に対する生活支援 ③ ケアマネジャー等専門職への後方支援</p>	OT2名	継続・変更	<p>➡ (1) 住宅改修、福祉用具、リハビリ等に関する総合相談窓口 ⇒ 「名称」を変え、センター事業、役割を解りやすくすることで、身近で開かれたセンターを目指す</p> <p>① 情報提供、ネットワークの拠点 ② 個別相談による市民に対する生活支援 ③ ケアマネジャー等専門職への後方支援 ④ 「武蔵野市補助器具センター運営実施要綱」「名称」について事業内容に即したものに變更していく</p>	リハビリ専門職 2名
<p>(2) 介護保険制度住宅改修適正化事業</p> <p>① 住宅改修の事前申請書類の審査 ② 訪問調査</p>	OT2名	継続・拡充	<p>➡ (2) 介護保険の住宅改修・福祉用具サービス等の適正化事業の受託・実施機関</p> <p>① 住宅改修の事前申請書類の審査 ② 訪問調査 ③ 住宅改修の効果検証の仕組みづくり ④ 福祉用具貸与・給付サービス適正化事業の仕組みづくり</p>	リハビリ専門職 2名
<p>(3) 市の「補助器具貸与・給付」「住宅改善」事業の受託</p> <p>① 「補助器具貸与・給付」事業 ② 「住宅改善」事業</p>	OT2名	継続・拡充	<p>➡ (3) 住環境整備等における市の事業の受託機関</p> <p>① 「補助器具貸与・給付」事業 ② 「住宅改善」事業 ③ 住環境整備における総合事業等、リハビリ専門職の視点が必要とされる市の事業の受託</p>	リハビリ専門職 2名 職員補充
<p>(4) 福祉用具の短期貸出</p>	補助・在支	継続	➡ (4) 福祉用具の短期貸出	補助・在支
<p>(5) 広報、普及、展示に関する事業</p> <p>① 市民に対する研修会・ミニ講座の開催や用具の展示 ② リーフレットの配布 ③ 福祉用具やカタログ等の展示</p>	補助・在支	継続・推進	<p>➡ (5) 広報、普及、展示に関する事業をととして「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」を推進</p> <p>① 市民に対する研修会・ミニ講座の開催や市が実施する「いきいきサロン」等への協力 ② リーフレットの配布 ③ カタログ等の展示</p>	補助・在支
<p>(6) 関係機関との連携</p> <p>① 各連絡協議会、研修会への参加 ② 個別ケースの支援を通しての連携</p>	OT2名	継続	<p>➡ (6) 関係機関との連携</p> <p>① 各連絡協議会、研修会への参加 ② 個別ケースの支援を通しての連携</p>	リハビリ専門職 2名
<p>(7) 人材育成</p> <p>① 関係機関や市内専門職に対する研修会の実施とセンター職員の講師派遣 ② 個別ケースの支援をととして専門職にスキルの伝達</p>	OT2名	継続・拡充	<p>➡ (7) 住宅改修、福祉用具、リハビリ、他専門分野における市内専門職の人材育成等の支援機関</p> <p>① 住環境整備等における関係者、専門職に対する体系的な研修等の実施 ② 個別ケースの支援をととして専門職にスキルの伝達 ③ 将来的に福祉公社の研修事業として統合を検討</p>	リハビリ専門職 2名 未定
<p>(8) 専門相談</p> <p>① 排泄相談員による排泄に関する相談 講師派遣 ② STによる嚥下機能、高次脳機能障害に関する相談、講師派遣 ③ PTによる歩行、歩行補助用具に関する相談、講師派遣 ④ 一級建築士による住宅改修等に関する事業者へのアドバイス等</p>	排泄相談員 ST PT 一級建築士	拡充・見直し 拡充 継続 廃止 廃止	<p>➡ (8) 専門相談</p> <p>① 排泄相談員による相談事業の周知を図る、講座・研修の機会を増やす ② STによる相談事業の継続の必要性を見極め、他の事業と差別化を図る ③ センター職員が対応することが可能になったことからPTによる相談事業は廃止 ④ センター職員が対応することが可能になったこと等から一級建築士による相談事業は廃止</p>	排泄相談員 ST リハビリ専門職 2名

〈資料 事業実施計画 《新規・拡充事業》〉

内容	年度 月	28						29		
		9	10	11	12	1	2	3	4~	
実施内容	「武蔵野市補助器具センター運営実施要綱」名称の見直し								→ 29年度以降検討	
	介護保険制度正 化事業の拡充	住宅改修事後評価モデル事業の実施（評価シートの導入）	→→ 実施方法検討	→→ 周知を図る	→→	→→	→→		→ 試行	
		福祉用具適正化モデル事業の実施	→→ 実施方法検討	→→ 周知を図る	→→	→→	→→		→ 試行	
	人材育成	住環境整備等の体系的な研修等の実施					→→→→		→	
							準備・企画		実施	
	「まちぐるみの 支え合いの仕組みづくり」への 参画	地域住民向けミニ講座	→ → → → → → →							
		市内リハビリ専門職の協力体制づくり	→ → → → → → →							
			推進							
		専門相談員の活用 言葉カフェの開催、排泄相談の拡充	→→ 準備・周知	→	→	→	→	→	→	→ 実施
	次期介護保険制度改正への対応	住宅改修・福祉用具貸与・給付サービス等の総合事業等の受託							→ 30年度改正に向けて検討	

〈 検討経過 〉

	開催日	議題
第1回	平成27年 8月4日	補助器具センターの沿革、現状と課題、今後の役割について
第2回	平成27年 10月20日	補助器具センターの事業仕分け、求められる役割について
第3回	平成27年 12月21日	課題の整理と今後のあり方について 補助器具センターあり方検討委員会報告書概要について
第4回	平成28年 2月 5日	補助器具センターあり方検討委員会報告書（案）について
第5回	平成28年 2月23日	補助器具センターあり方検討委員会報告書（案）について

〈 補助器具センターあり方検討委員会 委員 〉

◎	松原 友子	高齢者総合センター在宅介護支援・補助器具センター長
	堀家 京子	高齢者総合センター在宅介護支援・補助器具センター主任
	石橋 美奈	高齢者総合センター在宅介護支援・補助器具センター主任

◎ 委員長

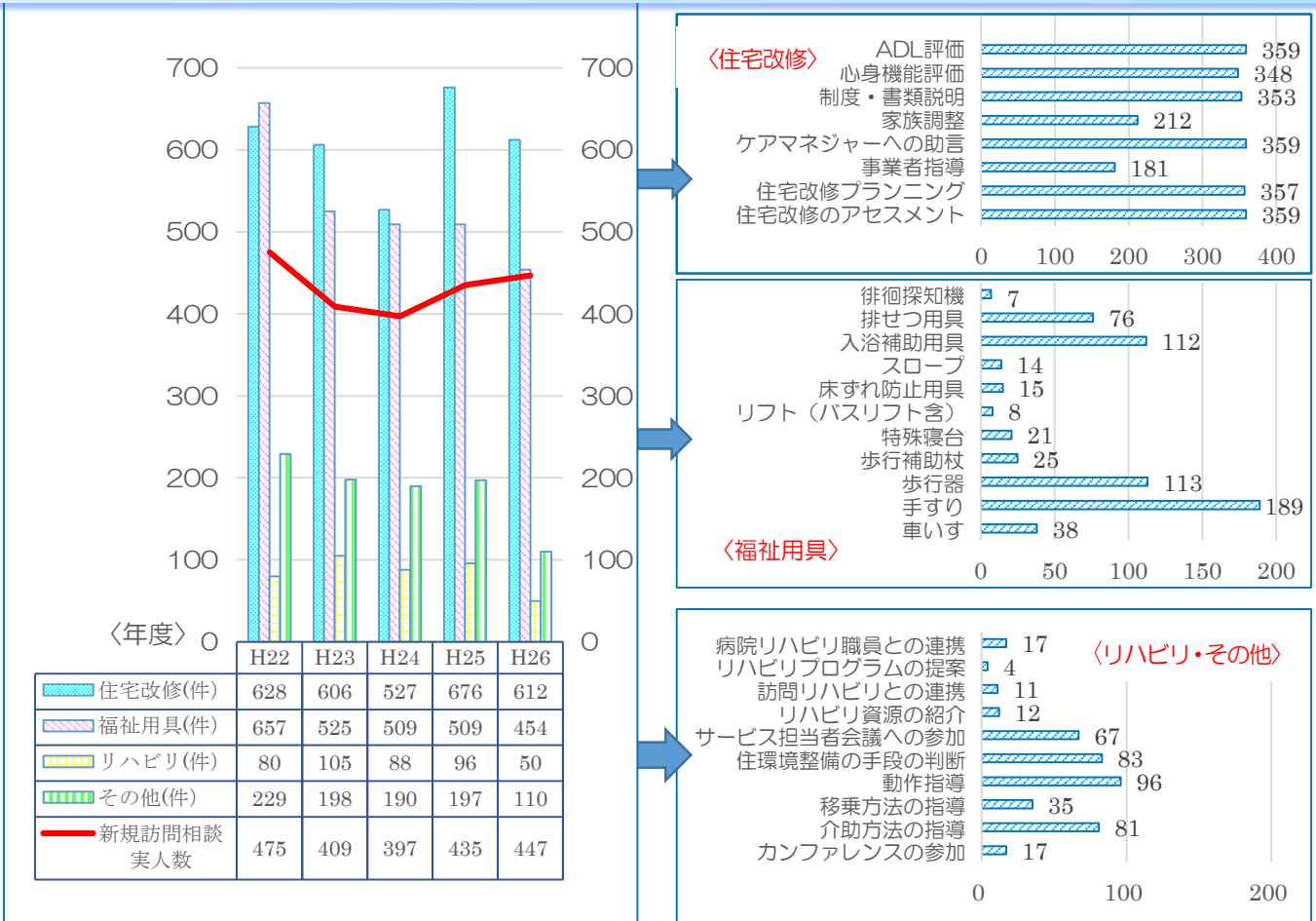
〈 市オブザーバー 〉

	長坂 朋子	健康福祉部高齢者支援課相談支援課長補佐
	梅田 信行	健康福祉部高齢者支援課介護保険係長

(平成28年3月31日現在)

〈 各事業の実施状況 資料 (出典 武蔵野市補助器具センター統計資料) 〉

■ 住宅改修・福祉用具・リハビリ等に関する訪問相談実績推移と相談内容詳細 (H26年度)

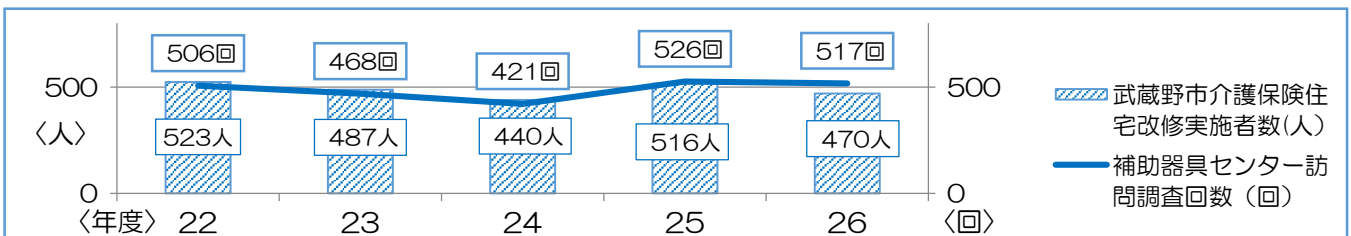


■ 介護保険制度住宅改修適正化事業 実施状況 (出典 武蔵野市介護保険利用者数より抜粋)

〈介護保険制度住宅改修事前申請書類審査実績〉

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	累積審査数
審査件数	393	418	442	480	532	496	474	514	524	4,273

〈介護保険制度住宅改修実績 (人) と補助器具センターによる事前訪問調査 (回数) の推移〉



〈平成 26 年度 介護保険制度住宅改修実績とセンターによる事前調査・審査数と割合〉

延件数	実施者数	事前訪問調査数		事前書類審査件数	
		調査数	割合	審査実施件数	住宅改修実施者の審査割合
592 件	470 人	359 人	76.4%	524 件	100%

■ 広報・普及・展示 (H26 年度実施 研修・ミニ講座)

- ・福祉用具相談会(市役所高齢者支援課共催・市役所ロビー)
- ・コミュニティカフェ 福祉用具の展示・排泄ミニ講座(高齢者総合センター)
- ・テーブル菜園スタッフ講座 高齢者の身体特性(市民農園)
- ・地区別全体研修会 補助器具センターについて(高齢者支援課)
- ・家族介護支援教室 みどりの輪 福祉用具の使い方(高齢者総合センター在宅介護支援センター)
- ・家族介護支援教室 腰痛にならない福祉用具の使い方(ナースング在宅介護支援センター)
- ・心とからだの健康講座 脳と手のトレーニング(高齢者総合センター社会活動センター)
- ・東学園生徒対象 車いす講座(学校法人武蔵野市東学園)
- ・桜堤ケアハウス 福祉祭り 福祉用具の使い方(桜堤ケアハウス)
- ・UR 健康講座 靴の選び方について(緑町公団自治会協議会)
- ・「ひびのさんち」相談会 床からの立ち上がり方ワンポイント講座(ひびのさんち)

■ 人材育成 (H26 年度 講師派遣・研修会共催・研修会の開催)

- ・介護職員初任者研修講師(ホームヘルプセンター)
- ・市内介護事業者対象 住環境整備のワンポイント講座(ホームヘルプセンター)
- ・訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡会 研修会講師 マットレスについて(高齢者支援課)
- ・地区別ケース検討会 福祉機器展同行 ワンポイント講座(本町在宅介護支援センター)
- ・住宅改修事業者向け研修(高齢者支援課主催)

■ 関係機関との連携

- ・【訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡会 隔月開催時参加
- ・【福祉用具事業者連絡協議会】 開催時参加
- ・【武蔵野市PT・OT・ST 協議会(平成27年度3月設立任意団体) 理事会】 開催時参加

〈 具体的な取り組み 資料 〉

介護保険制度の適正化事業の拡充

- ・住宅改修事後評価モデル事業の実施(評価シートの導入)
- ・福祉用具適正化モデル事業の実施

「事後評価システムの流れ(案)」

「住宅改修事後評価シート(案)」

社名	住所(〒、番、区、町、丁目、番地)	電話番号	担当者	担当部署	担当部署の所属先	担当部署の役職名	担当部署の電話番号	担当部署のメールアドレス	担当部署のFAX番号	担当部署のHPアドレス	担当部署の営業時間	担当部署の休日
株式会社												
株式会社												
株式会社												
株式会社												
株式会社												

「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」

- ・地域への出張による講座等の実施、住民向けミニ講座、福祉用具、介護方法の相談会の継続
- ・武蔵野市が実施する「いきいきサロン」への市内リハビリ専門職の協力体制づくり
- ・補助器具センター専門相談 ST による「言葉カフェ」開催





公益財団法人

武蔵野市福祉公社